

一九〇五年「第二次日韓協約」

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 海野, 福寿 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1636

一九〇五年「第二次日韓協約」

海 野 福 寿

一 はじめに——日韓旧条約無効論——

日本と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との国交正常化交渉が一九九一年一月に始まってから、間もなく三年にもなる。しかし、昨年（一九九二年）十一月の第八回交渉後、再開のめども立っていない。

交渉の進展を阻む日朝間の「基本問題」をめぐる対立点の一つに、日本の朝鮮支配の歴史的規定がある。北朝鮮側は、一九一〇年の「韓国併合条約」など過去の条約は不法であり、当初から無効であった、とする。これに対し日本側は、諸条約は合法的に締結され有効に実施された、と主張する。北朝鮮側は、韓国併合を「歴史の捏造の結果」ととらえ、日本の植民地支配の合法性を否定することによって、補償の対象期間、範囲、金額を広げたい考えであると一般にみられている。反対に「韓国併合条約」等を合法・有効とし、植民地支配の不法性を否認する日本側の主張は、当時適法に行われた徴兵、徴用などによる被害は補償の対象にならない、と結論づけようとする姿勢がうかがわれる。

日朝交渉の「入り口論議」である「韓国併合条約」等の有効・無効論が争われたのは今回がはじめてではない。日韓会談でも最大の係争点の一つであった。

大韓民国（韓国）側が、「韓国併合条約」などは日本の侵略的不法行為の結果なので、当初から無効・不存在であることの確認を求めたのに対し、日本側は、併合条約以前の諸条約・協定は、それぞれの条約が規定する条件の成就または併合条約の発効時に失効し、併合条約は、大韓民国が独立した一九四八年八月一日に失効したものと解釈する、と主張した。結局は「韓国併合条約」の性格や植民地支配の歴史的責任についての問題点を棚上げし、「一九一〇年八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝国の間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」（第二条、傍点筆者）と記した「日韓基本条約」が調印されることになった。これでは調印時における旧条約の無効を規定したにすぎず、それがいつから無効なのかを明示しない、国際条約としては異例のもの、といわざるをえない。日本政府は、この「日韓基本条約」の枠組みをもう一度日朝交渉に適用しようとしている。

二 脅迫による協約締結

「韓国併合条約」など、日本が大韓帝国（韓国）と結んだとする諸条約が、その当初から無効とする論拠の第一は、植民地化の起点となった保護条約である「第二次日韓協約」（韓国・北朝鮮では乙巳条約、乙巳五条約という）の締結は、日本の武力的威嚇により強制されたものであるから無効であり、したがってこの協約を前提として締結された「韓国併合条約」もまた無効である、という点である。

一九六三年の国連国際法委員会が国連総会に提出した報告書は、「条約の署名、批准、受諾、又は承認を得るために、個人の人身、又は個人的な能力に対して強制又は強迫を加える行為は、国家が条約の無効性を主張することを必

然的に正当化することについては、一般に認められたことであると思われる」と述べたあとで、実例として「保護条約の受諾を得るため韓国皇帝及びその閣僚に加えられた強制」、つまり強制による「第二次日韓協約」を無効条約の一例としてあげている。⁽¹⁾

今日では「条約法に関するウィーン条約」(一九六九年採択、一九八〇年発効、一九八一年加入)において、「国の同意の表明は、当該国の代表者に対する行為又は脅迫による強制の結果行われたものである場合には、いかなる法的効果も有しない」(第五一条)と明確に規定し、国の代表者個人に対する強制の結果、締結された条約は法的効力を有しない、とされている。⁽²⁾

この原則は一九〇五年当時、すでに定着していた国際法上の常識である。韓国併合時の外務省政務局長倉地鉄吉は、日本法律学校第四期講義録『国際公法』(一八九九年カ)において、条約締結に際しての、国家に対する強制と、国家の代表個人に対する強制とを区別し、前者は必要に応じ容認さるべきであるが、後者は完全な合意とはいえず、条約は無効である、と次のように述べている。

「条約ノ締結ニ従事シタル者其レ自身ニ対シ強暴、脅迫等ノ行ハレタルトキハ、其者ノ発表シタル所ノ意志ナルモノハ、到底之ヲ真正ノモノト見做スコトヲ得サルヲ以テ、合意ノ完全ハ茲ニ破ラレタルモノト言ハサルヘカラス。従テ此ノ場合ニ於テハ、条約ハ決シテ有効ナルモノニアラサルナリ」⁽³⁾

それにもかかわらず「第二次日韓協約」は韓国代表個人に対する「強暴、脅迫」を通じて締結された。その具体的な経過については、日本側資料として「韓国特派大使伊藤博文復命書」をはじめ関連外交文書が外務省編『日本外交文書』三八巻一冊(一九五八年)、市川正明編『韓国併合史料』1(一九八六年、原書房、金正明編『日韓外交資料集成』六巻上(一九六四年、巖南堂書店)と掲載資料は同一)に収録されており、林権助述『わが七十年を語る』(一

九三五年、第一書房）、西四辻公堯『韓末外交秘話』（一九三〇年）⁽⁴⁾など関係当事者の回想もある。また、韓国側資料として、鄭喬『大韓季年史』（『韓国史料叢書』第五所収）、黃玟『梅泉野録』（『韓国史料叢書』第一所収、朴尚得訳）、一九九〇年、国書刊行会）もある）、宋相燾『騎驢隨筆』（『韓国史料叢書』第二所収）、朴殷植『韓国痛史』（一九四六年、三平閣）など同時代の歴史家の記録があり、協約の強制調印に至る経過をかなり詳細に知ることができる。研究論文も多いので、ここでは交渉にあたった駐韓公使林權助と遣韓特派大使伊藤博文の行動を中心にみることにしたい。

日本が韓国に保護権を設定するための実行案は、一九〇五年一月二七日の閣議決定、同日天皇裁可の方針による。⁽⁵⁾一〇月一六日、日露講和条約調印をおえて米国から帰国した小村寿太郎外相の原案とみられる。それは、(1)条約文原案、(2)調印後、公表前に英米はじめ独仏政府に通知し、各国が韓国と結んでいる既存の条約の継承等の宣言、(3)一月初旬実行、(4)条約締結全権の林公使への委任、(5)韓国皇帝へ親書捧呈の勅使派遣、(6)長谷川好道韓国駐劄軍司令官への協力命令、(7)日本軍隊のソウル集結、(8)韓国政府の同意をえられない場合は、一方的に韓国に対し保護権確立の宣言、列国に事情説明を行う、という内容である。

これにもとづき、小村外相は条約締結の権限と訓令を上京中の林公使に与え⁽⁶⁾（二八日）、ソウルに帰任させた（二一日東京発）。また、閣議に先立ち、小村は大磯の伊藤博文を二回訪問した。一回目は林が同行し、二回目は山県有朋が同席した。小村は政府の満韓経営方針を説明し、伊藤の渡韓の内諾をえた。⁽⁷⁾一月二日、天皇は伊藤に「特派大使として韓国に赴くことを命じ」た。⁽⁸⁾

外交上の正式代表は林公使であり、伊藤は「唯々特派大使として韓廷に対する聖旨の徹底に励め」⁽⁹⁾る役割り、すなわち韓国皇帝説得用の使節である。しかし、協約締結を事実上主導したのは伊藤であった。

伊藤大使は一月五日、樞密院書記官長都築馨六以下随員とともに出発、八日釜山着、九日ソウルへ入京、翌一日、林公使とともに韓国皇帝高宗に謁見し、天皇の親書を奉呈した。親書は保護国化を明記せず、「両帝間ノ結合ヲ一層鞏固ナラシメムコト極メテ緊要ナリトス、其ノ方法ニ至リテハ、朕、政府ニ命シ之ヲ確立セシメタリ」と間接的に述べるにとどめているが、皇帝はすでに知っていたはずである。それは帰任した林公使が、前参政で経理院長の沈相薫に日本への外交権受任を説明し、内奏させていたからである。^⑪

伊藤大使・林公使の連係ブレイによる交渉は、一日から一七日にかけて集中的に行われた。短期間に強行したのは、伊藤が「見ル所ニ依レハ、事遷延セハ、韓国ノ内閣ハ或ハ総辭職ノ拳ニ出テ、為ニ我カ対談ヲ遂クヘキ当事者ヲ失フノ虞アルノミナラス、韓国政府ノ一部ニ於テハ、飽マデ協議ヲ拒ミ、以テ新協約ノ成立ヲ妨ケ、日本政府ノ為スカ儘ニ放任シテ世界ノ公論ニ訴フルニ如カストナスノ議論伏在セルヲ以テ、事ノ遷延ヲ不得策ナリト認メ」^⑫たためである。

交渉の経過については多くの論文があるので、ここでは協約の無効を証拠づける武力的威迫、脅迫的言辭、不法行為を列挙することにした。

〈武力的威迫〉

① ソウル南山倭城台一帯に軍隊を配置し、一七、一八兩日は王城前、鐘路付近で歩兵一大隊、砲兵中隊、騎兵連隊の演習を行い威圧した。^⑬

② 一七日夜、伊藤は参内に際し、長谷川韓国駐劄軍司令官、佐藤憲兵隊長を帯同し、万一の場合ただちに陸軍官憲に命令を発しうる態勢をとった。^⑭「長谷川好道及其部下各武官多数、歩兵・騎兵・憲兵与巡查及顧問官・輔佐員、連続如風雨、而馳入闕中、把守各門・漱玉軒咫尺重重圍立、銃刀森列如鉄桶、内政府及宮中、日兵亦排立、其恐喝

氣勢、難以形言⁽¹⁵⁾」という。要するに王宮（慶雲宮、のち德壽宮と改称）内は日本兵に制圧され、その中で最後の交渉が行われたのである。

③ 一七日午前一時、林公使は韓国各大臣を公使館に招集して予備会商を開いた後、「君臣間最後ノ議ヲ一決スル」ため御前會議の開催を要求し、午後三時ごろ閣僚に同道して参内した。この際、護衛と称して逃亡を防止するため憲兵に「途中逃げ出さぬやうに監視」させた。⁽¹⁶⁾ 事実上の拉致、連行である。

〈脅迫的言辭〉

④ 一月一五日午後三時、皇帝に内謁見した伊藤は、恩着せがましく「韓国ハ如何ニシテ今日ニ生存スルコトヲ得タルヤ、將又韓国ノ独立ハ何人ノ賜モノナルヤ」と述べ、皇帝の対日批判を封じた後、本題の「貴国ニ於ケル對外關係所謂外交ヲ貴国政府ノ委任ヲ受ケ、我政府自ラ代ツテ之ヲ行フ」ことを申し入れた。これに對し回答を留保する皇帝に向かい、伊藤は「本案ハ……断シテ動カス能ハサル帝國政府ノ確定議ナレハ、今日ノ要ハ唯タ陛下ノ御決心如何ニ存ス。之ヲ御承諾アルトモ、又或ハ御拒ミアルトモ御勝手タリト雖モ、若シ御拒ミ相成ランカ、帝國政府ハ已ニ決心スル所アリ。其結果ハ果シテ那邊ニ達スヘキカ、蓋シ貴国ノ地位ハ此條約ヲ締結スルヨリ以上ノ困難ナル境遇ニ坐シ、一層不利ナル結果ヲ覚悟セラレサルヘカラス」と暴言を吐き、威嚇した。⁽¹⁷⁾

⑤ 同席上、逡巡する皇帝が「一般人民ノ意向ヲモ察スルノ要アリ」と述べたのをとらえ、伊藤はその言は「奇怪千萬」とし、專制君主国である韓国の皇帝が「人民意向云々トアルモ、定メテ是レ人民ヲ煽動シ、日本ノ提案ニ反抗ヲ試ミントノ御思召ト推セラル。是レ容易ナラサル責任ヲ陛下自ラ執ラセラルルニ至ラン」と威嚇した。⁽¹⁸⁾

⑥ 同席上、伊藤は外交権の委任に限定し、「其他一切ノ国政ニ至テハ勿論貴政府ノ自治ニ放任スルカ故ニ、何等国体上ニ異動ヲ生スルモノニ非ス」と明言したが、⁽¹⁹⁾ 協約締結後の統監制は、外交権の掌握にとどまらず内政権にも深

く介入干渉したのであるから、これは虚言である。

⑦ 十一月一七日午後八時、あらかじめ林公使との打ち合わせに従って参内した伊藤は、皇帝に召見を申し入れ、病氣と称して謁見を拒否した皇帝から「協約案ニ至テハ朕カ政府大臣ヲシテ商議妥協ヲ遂ケシメン」との勅諭を引き出し閣僚との交渉を開始した。⁽²⁰⁾これは韓国閣議の形式をとったので、閣議に外国使臣である伊藤、林らが出席、介入したことは不法である。もともと日本政府の正式代表ではない伊藤の外交交渉への直接参加も違法である。

⑧ この席上、「断然不同意」、「本大臣其衝ニ当リ妥協ヲ遂クルコトハ敢テセサル」と拒否姿勢が明確な朴齊純外相の言葉尻をとらえた伊藤は、巧妙に誘導し「反対ト見做スヲ得ス」と一方的に判定した。他の四人の閣員のあいまいな発言もすべて伊藤により賛成とみなされた。⁽²¹⁾歪曲である。とくに協約書署名者である朴齊純外相が反对者であることを認めなかった。

⑨ 同席を終始主導した伊藤は、韓圭高参政、閔泳綺度相の二人の反対のほかは、五人が賛成と判断し、「採決ノ常規トシテ多数決」による閣議決定として、ただちに韓参政に皇帝の裁可をうるよう促し、拒否するならば「予ハ我天皇陛下ノ使命ヲ奉シテ此任ニ膺ル。諸君ニ愚弄セラレテ黙スルモノニアラス」と恫喝した。しかし、あくまで反对の韓参政は、「進退ヲ決シ、謹テ大罪ヲ待ツノ外ナカルヘシ」と涕泣しながら辞意を漏らし、やがて退室した。⁽²²⁾韓参政の辞任を恐れた伊藤は「余リ駄々ヲ捏ネル様ダッタ殺ッテシマヘ、ト大キナ声デ囁イタ」という。⁽²³⁾肉体的・精神的拘束を加えたうえでの威嚇である。

〈不法行為〉

⑩ 協約書への署名者は「外部大臣朴齊純」、調印は「外部大臣之章」と刻まれている邸璽（職印）であるが、その邸璽は公使館員らによりもたらされた。二三日付『チャイナ・ガゼット』によれば、「遂ニ憲兵隊ヲ外務大臣官邸

ニ派シ、翌十八日午前一時、外交官補沼野ハ其官印ヲ奪ヒ宮中ニ歸リ、紛擾ノ末、同一時半日本全權等ハ擅ニ之ヲ取極書ニ押捺シ⁽²⁴⁾た、とのソウル發電報を掲載している。

『大韓季年史』もまた「使公使館通訳員前間恭作、外部補佐員^ト沼野、往外部、称有勅命而求其印、須知分斯即与之、無数日兵環囲外部、防其漏失、日本公使館書記官分象太郎、預待於漱玉軒門前、仍受其印、入會議席遂捺之、時十八日（旧曆十月二十一日）上午一点鐘也⁽²⁵⁾」と述べ、日本公使館員による邸壘入手の経緯が詳しく述べられている。前間恭作は二等通訳官、沼野安太郎は外交官補、国分象太郎は二等書記官である。

伊藤の復命書である「日韓新協約調印始末」では「朴外相ハ其官印ヲ外部主任者ニ持来ルヘキ旨電話ヲ以テ命シ⁽²⁶⁾」たとしか記していないが、前述の二資料の記述は具体的であり、日本人が強奪するようにして邸壘を持つて来た事実は否定できない⁽²⁷⁾。

以上の諸事実はいづれも韓国の代表者個人に対して加えられた威嚇的行為または強制である。それが条約無効の根拠となることを前述したが、当時もつとも權威ある概論書として流布した、東京帝国大学法科大学教授高橋作衛『平時國際法論』（一九〇三年、日本大学）も述べている。

「主權者又ハ締結ノ全權ヲ有スル人ガ、強暴又ハ脅迫ヲ受ケ、為メニ条約ニ記名スルニ至リタルトキハ、該条約ハ有効ニアラス。斯ル場合ニ於テハ、国家ノ名ニ於テ条約ヲ為ス個人ハ強迫ヲ受ケ、為メニ自由決定ノ能力ヲ失ヒタルモノナルヲ以テ、其条約ハ拘束力ヲ生スルモノニアラス⁽²⁸⁾」と。

注

(一) 戸塚悦朗「乙巳保護条約の不法性と日本政府の責任」（國際人權研究会編『一九〇五年「韓国保護条約」は成立していたの

か」へ一九九三年四月」所収)、『毎日新聞』一九九三・二・一六。

(2) 小川芳彦「国際法委員会条約法草案のコメントarii」(関西学院大学法政学会『法と政治』二〇巻一号)。

(3) 倉地鉄吉『国際公法』(一九九九年カ)一九七ページ。

(4) 琴兼洞「乙巳保護条約」についての資料(その2)、『朝鮮研究』四一号所収)。

(5) 外務省編『小村外交史』(一九六六年、原書房)七一九ページ。

(6) 韓国教育部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』二五(一九九二年)二二九ページには小村外相の林公使への訓令書が収録されている。

(7・9) 春敵公追頌会『伊藤博文伝』下巻(一九四〇年)六八〇―六八二ページ。

(8) 『明治天皇紀』第一一(一九七五年、吉川弘文館)三七四ページ。

(10) 同右、三七四―三七五ページ。

(11) 外務省編『日本外交文書』三八卷一冊(一九五八年)四八四―四八五ページ。「韓国皇帝ノ不安除去ノ為メノ工作竝ニ伊藤特派大使御親書捧呈ニ付キ報告ノ件」。

(12) 同右、四九七ページ。「韓国特派大使伊藤博文復命書」。

(13) 『東京日日新聞』明治三八・一一・二五。

(14) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊、四九七ページ。「韓国特派大使伊藤博文復命書」。

(15) 『大韓季年史』下(『韓国史料叢書』第五(一九五七年、国史編纂委員会))一七二ページ。

(16) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五〇三ページ。「新協約調印始末」、林権助述『わが七十年を語る』(一九三五年、第一書房)二二四ページ。

(17) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊四九九―五〇三ページ。「伊藤大使内謁見始末」。

(18・19) 同右、五〇二ページ。

(20) 同右、五〇三―五〇七ページ。「日韓新協約調印始末」。

(21) 同右、五〇四―五〇五ページ。

(22) 同右、五〇六ページ。

(23) 西四辻公堯『韓國外交秘話』(一九三〇年)では「韓參政大臣ガ声ヲ揚ゲテ哀号シダシ、遂ニ別室ニ連レ出サレタ」といい、林權助述『わが七十年を語る』二二八ページでは、「此の會議の決定を喰止め」るため、皇帝の御座所へ向かつた韓參政が、興奮のあまり誤まつて王妃の敵妃の室へ闖入する失態を演じ、戻つてきて卒倒した、と述べている。

(24) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五五〇—五五一ページ。「日韓協約調印事情ニ関スル新聞記事ニ付報告ノ件」。

(25) 『大韓季年史』(『韓國史料叢書』第五) 一七三ページ。

(26) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五〇六ページ。

(27) 『朝鮮時報』一九九三・五・一三。崔裕行「乙巳条約」無効性、さらに明確に「交渉資格なかつた伊藤博文、官印も奪う」。

「『朝鮮画報』一九九三年七月号」。

(28) 高橋作衛『平時國際公論』(一九〇三年、日本大学) 六四九ページ。

三 「第二次日韓協約」の形式

北朝鮮が主張する無効論の第二点は、最近、韓国および北朝鮮の歴史学者が指摘する、条約としての法手続き上の不備・欠格である。

一九九二年五月一二日の韓国紙は、ソウル大学校奎章閣に保存されている乙巳条約(第二次日韓協約)の「原本」には皇帝の署名捺印がなく、条約締約の全権委任状も発見されないことを報じた。

これをうけてソウル大の慎鍾夏教授は、『東亜日報』一九九二・五・一二に「『虚偽文書』で韓半島強占／外交権剝奪／植民政策すべて不法／国史教科書を修正し、賠償基準年度も繰り上げよ」と見出しをふつた主張を特別寄稿し、また『역사산책』(『歴史散策』) 六月号に「乙巳五条約は國際法上無効だ―奎章閣で新資料発見、韓国侵奪の法的不当性露頭―」を書いた。それらは条約締結権を有する皇帝の親筆署名と玉璽捺印を必要条件とするはずの乙巳条約に

それがなく、外部大臣と日本公使の署名捺印があるだけでは国家間の条約締結とはいえず、乙巳条約等は「虚偽の条約」であり、もともと国際法上無効である、という主張である。⁽¹⁾

ついで七月一五日、北朝鮮の金錫亨社会科学学院院长ら七人の歴史学者たちは「日本帝国主義の朝鮮占領を合法化した旧条約は不法・無効の虚偽文書」を共同発表した。彼らは、皇帝の署名と玉璽捺印を受けられなかった乙巳五条約は、日帝侵略者が一方的に捏造・公布した不法・無効の詐偽文書である、と断定した。⁽²⁾

一九九二年一月五日の第八回日朝交渉の冒頭、北朝鮮の李三魯団長が発表した「歴史に対する日本側の誤った見解」も、これらの歴史学者の認識をふまえ、皇帝の署名捺印がなく、さらに日本天皇の署名さえもない乙巳五条約は「国際法的見地からしても何ら法的効力のない紙屑に過ぎない」文書である、とする。⁽³⁾

日本でもこの事実を重視し、「第二次日韓協約」の法的欠格を論ずる見解が少なくない。⁽⁴⁾

これらの主張の一部には、韓国紙が報道掲載にあたって、朴齊純外相と林公使の署名捺印しかなく、韓国皇帝と日本天皇の署名捺印がない協約書正本を写真入りで報じたため、一般的に条約書正本には国家元首の署名捺印があるはずである、という初歩的誤解にもとづくのではないか、と思われるふしもある。

この点については、一九九三年七月三一日、中央大学駿河台記念館で開催された「一九〇五年「乙巳五条約」に関する国際シンポジウム」に参加したソウル大学校李泰鎮教授により、新聞で報道された、皇帝の署名捺印がない「原本」の意味は、協約書正本ではなく、批准書がない、ということであることが明らかにされた。したがって誤解にもとづく皇帝署名捺印欠如論についてはこれ以上ふれる必要がないが、批准書欠如論については、なお検討されなければならぬ。

周知のように一八九九年制定の「大韓帝国国制」および一八八九年制定の「大日本帝国憲法」は、それぞれ皇帝・

天皇の条約締結権を規定している。無効論の主張は、これらの最高規定をもとに、皇帝・天皇の批准の欠如をもって論拠としている。たとえば高崎宗司は「君主制のもとでは、条約締結のためには君主の委任状が、条約発効のためには君主の批准書が必要」と述べている。⁽⁵⁾だが、すべての国家間協定に国家元首の全権委任状発行と批准書が必要であったらうか。

外務省条約局『各国ニ於ケル条約及国際約束締結ノ手續ニ関スル制度』によれば、批准の要不要、手続きは、各国の政体、制度、国内法によりさまざまであるが、「我国ニ於テハ批准ノ形式ニ依リ締結スル条約ノ外ニ、天皇ノ裁可ヲ以テ締結スル国際約束ト、御裁可ヲ仰グコトナク政府又ハ関係官庁限ニテ締結スル国際約束⁽⁶⁾」とがあり、次の三種に区分されるとする。⁽⁷⁾

第一種 批准ニ依リ締結スル条約ニシテ、枢密院ニ御諮詢ヲ要スルモノ。

第二種 批准ヲ要セズ、唯陛下ノ御裁可ヲ以テ締結スル国際約束。

第三種 陛下ノ御裁可ヲ仰グコトナク、政府限りニテ締結スル国際約束。

右の国際協定締結手続き上の類型と協定名称の区分、内容の軽重による区別などとの直接的対応関係は認め難い。しかし、第一種は一般に、通商航海条約、講和条約、国際法に関する一般条約などが含まれる。その作成手続きの原則は次のようである。

全権委任状下付（天皇の全権委員親任）―（交渉）―全権委員の署名調印―枢密院への諮詢―天皇の批准―勅令（のち「条約」）による公布―批准書交換の全権委任状下付―批准書交換

日本と朝鮮（韓国）との間で締結した協定中、右のような手続きをふみ、批准書交換を行ったのは、一八七六年二月二七日調印の「日朝修好条規」および一八八二年八月三〇日調印の「日朝修好条規続約」だけであらう。⁽⁸⁾

第二種は批准書交換を伴わず、天皇の裁可（黙示の批准）だけで発効する、とされる。手続きは次のようで、第一種に比し簡略である。

条約案の閣議決定―天皇裁可―駐在大公使へ外相訓令―（交渉）―駐在大公使の調印許可―調印―枢密院會議へ報告―公表

この場合、駐在大公使に対する全権委任状下付は行われない。彼らは訓令を受けて交渉にあたる権限を職務上もっているからである。一九〇二年・〇五年・一一年調印の「日英同盟協約」、一九〇七年・一〇年・一二年・一六年調印の「日露協約」などの場合はこれによったが、一九〇四年二月二三日調印の「日韓議定書」、一九〇四年八月二二日調印の「第一次日韓協約」、一九〇五年一月一七日調印の「第二次日韓協約」、一九〇七年七月二四日調印の「第三次日韓協約」は、いずれも第二種の形式による。⁹⁾

第三種は、条約（文書による国家間協定）締結手続き中もつとも簡略なもので、政府限りで処理される。

「第二次日韓協約」は、前述の一〇月二七日の閣議決定(4)により林公使を政府代表とすることにより、第二種の手続きにしたがった。おそらく韓国皇帝の批准拒否あるいは批准・批准書交換期の遷延をおそれたためであろう。先にもふれたが、伊藤は韓国皇帝訪問、説得の使節であり、公式外交ルートの政府代表ではないから伊藤への全権委任状下付がないのは当然である。林公使が一月一六日午後三時、朴齊純外相を招き、外相あて公文と協約案を正式に手交したのも、協約書正本に朴齊純外相とともに署名捺印したのも、林が日本政府の公式代表者であったためである。¹⁰⁾

韓国を保護国化する条約を手続きの簡単な第二種の協約形式で処理することに問題がなかったわけではない。国際法学者有賀長雄が指摘するように「外国の間に於ける同種の保護条約は大抵正式条約の体裁を取れる」のが通例だったからである。これに対し、日韓「協約は韓国外務大臣と日本公使とが、其の平日の職権を以て調印したる、所謂同

文通牒の形式を取るもの」で「正式条約に非⁽¹⁾」ざる協定であった。

日本政府もこのことは熟知していたに違いない。姑息な手段を弄して協約の格上げを図った形跡がある。李泰鎮教授は、「第二次日韓協約」正本と「第三次日韓協約」正本とを対比して、前者には「日韓協約」のタイトルが欠落していることを指摘する。李泰鎮教授は、これを修正された協約文をあわてて浄書する過程で生じた単純なミスとみているが、⁽¹²⁾ 調印時点では未確定だったのではないか。可能ならば保護権設定を明記した、条約に準ずる名称を使用したかったに違いない。英訳文が第一・第三「日韓協約」がいずれも Agreement であるのに対し、「第二次日韓協約」だけが Convention であるのも不自然である。もちろん Convention は Agreement より意味が重く、Treaty (条約) に準ずる。『官報』紙上での公示も第一・第三「日韓協約」は彙報欄官庁事項に掲載したに過ぎないが、「第二次日韓協約」の場合は一九〇五年一月二三日の官報号外に外務省告示として公表した。韓国では光武九年（一九〇五年）一月一六日付『官報』に「韓日協商条約」として公示された。⁽¹³⁾

「第二次日韓協約」は意図的に批准を避けたために第二種の形式を選択し、国際法上の違法性を問われることから免がれようとしたかにみえる。しかし、伊藤特派大使が一月一七日の閣議に出席し、外交交渉を主導したのは、明らかに身分権限を超えた違法行為であり、また、調印前に韓国皇帝および李夏榮法相、権重顯農相、李完用学相からの協約文言修正要求の一部を伊藤は受け入れ、新たに追加要求された第五条は伊藤「自ラ筆ヲ執ツテ記入」したことは国内法にも違反する。第二種といえども協約文の確定は日本政府の承認と天皇の裁可を必要とするからである。林は當時を回顧している。⁽¹⁵⁾

「これは条約と云ふ名義になつてゐる關係上、日本としては当り前なら樞密院の内諾を得ないで、文句を省いたり足したりする事は出来ない事になります、此の場合そんな悠長な真似をする余裕はありません」すると、伊藤さ

んがいはれた。

「俺が命じたと云ったらそれですむ」

政府承認を経ず伊藤の独断で修正を施した協約文は、調印直後の十一月二〇日、北京へ出張中の小村寿太郎特派大使（外相）から桂太郎臨時兼任外相あて、「外国政府ノ誤解」を生むおそれがあるので必要措置を講ずるよう意見が寄せられて¹⁶いる。

このように国際・国内法上の慣習ルールに違反しながらも、締結された「第二次日韓協約」は、法的形式を一応備えていたのである。

韓国・北朝鮮の歴史学者などが主張している全権委任状、批准書の欠如をもって法的欠陥とみなす無効論に対しては、全権委任状、批准を必要としない第二種形式の国家間協定もありうるのにわかには賛成し難い。¹⁷ただし、これは日本側の歴史的事情からの判断で、韓国側の事情は不明である。後考をまきたい。

また、「第一次日韓協約」など特定の日韓間協定にだけ批准書がないことを主張するためには、それ以外の条約・協約等にはかならず批准書があることを立証しなければならない。条約等の記名調印者へ交付される全権委任状の有無についても同様の手続きが必要である。しかし、一九六五年「日韓基本条約」において「もはや無効」とされた、「日朝修好条規」（一八七六年）から「韓国併合条約」（一九一〇年）にいたる五三件の日本と朝鮮・韓国との間に結ばれた二国間協定のうち、批准書交換が行われたのは前述のように「日朝修好条規」と「日朝修好条規統約」だけではないだろうか。李泰鎮教授の報告によれば、ソウル大奎章閣にも、日本の外交史料館にも、一九〇〇年以降の日韓間協定のすべてに批准書がないとのことである。そうだとすれば、「第一次日韓協約」あるいは「第三次日韓協約」だけには批准書がない、という主張は、歴史学的考証の根拠を失うことになるのではないか、と思われる。

- (1・2・3) 国際人權研究会編『一九〇五年「韓国保護条約」は成立していたのか』（一九九三年）に、慎鍾廈論文および北朝鮮歴史学者共同発表の日訳文が収録されている。
- (4) 琴秉洞「乙巳保護条約と問題点について」（朝鮮史研究会一九九三年四月例会報告、高崎宗司『「反日感情」韓国・朝鮮人と日本人』（一九九三年、講談社）、『毎日新聞』一九九三・三・二三。
- (5) 高崎宗司、前掲書一七六ページ。同書一九一一九四ページで法的規定を詳述。
- (6) 外務省条約局『各国ニ於ケル条約及國際約束締結ノ手續ニ関スル制度』（一九三六年）一ページ。
- (7) 同右、二八四ページ。
- (8) 外務省条約局編『旧条約彙纂』第三卷（一九三四年）による。このほか一八八三年七月二五日調印の「朝鮮国ニ於テ日本人民貿易ノ規則」は、同年九月二七日両国政府允准である。
- (9) 立作太郎『平時國際法論』（一九三〇年、日本評論社）によれば、「批准を必要とする条約中に於ては、当該条約が批准を要することを定むる所謂批准留保に関する條款を条約に設けざる例は殆ど無く、而して特に批准を要することを条約中に明言せざる条約は、大抵批准を受けることを要せざるものと認めらる」（五六一ページ）であり、「協約（Agreement）又は取極（Arrangement）等の名称に依り、政府の名を以て、国家元首の批准を経ずして、締結する条約」（五五九ページ）は、「全權委員又は政府代表者の署名調印に依り条約が確定的に成立するのである」（五六〇ページ）という。
- (10) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊四八八、四九一、五三一ページ。「伊藤大使韓国各大臣及元老大臣ト談話ノ要領」、「韓国外交委託ノ協約締結ノ必要ニ付韓國外部大臣ト交渉ノ件」。
- (11) 有賀長雄『保護國論』（一九〇六年、早稻田大学出版部）二〇二ページ。
- (12) 李泰鎮「「乙巳条約」「丁未条約」の法的欠陥と道德性問題」（『統一評論』一九九三年一〇月、三四〇号）。
- (13) 韓國教育部國史編纂委員會編『駐韓日本公使館記録』二五（一九九二年）四二一—四二二ページ。
- (14) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五〇六ページ。「伊藤特派大使日韓新協約調印始末」。
- (15) 林權助述『わが七十年を語る』（一九三五年、第一書房）二二九ページ。
- (16) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五三九—五四〇ページ。「日韓協約実施上ノ諸措置ニ付意見申進ノ件」。

(17) 拙稿「一九〇五年日韓協約無効論について―条約の形式からみた―」(季刊『青丘』一七号)。

四 「日韓議定書」の締結

韓国の外交権奪取、保護国化は「第二次日韓協約」から始まったのではない。

一八九七年一〇月、国号を大韓帝国と改め、皇帝に即位した高宗がとった外交政策は、列国の対立と牽制による勢力均衡を利用し、日本の侵略を防ごうとするものだった。⁽¹⁾それが有効に作用する限り日本の朝鮮支配は不可能である。そこで対露戦準備とともに韓国外交権への干渉・奪取が図られた。

一九〇三年一二月三〇日の閣議決定「対露交渉決裂の際日本の採るべき対清韓方針」は、「韓国ニ関シテハ……往年日清戦役ノ場合ニ於ケルカ如ク攻守同盟、若クハ他ノ保護的協約ヲ締結シ得ハ最モ便宜ナルヘシ。故ニ時機到来セハ、右ノ如キ締約ヲ為シ得ルノ素地ヲ作り置カンカ為メニ、過般来、既ニ必要ノ訓令ヲ駐韓公使ニ下シ、其他種々ノ手段ヲ執リツツアリ」と述べている。⁽²⁾

右にいう「既ニ必要ノ訓令ヲ駐韓公使ニ下シ……」の最初は、日本が滿韓交換論をたててロシアと交渉中の九月二九日付け小村外相から林公使あて訓令「日韓間ニ秘密条約締結ニ関スル件」⁽³⁾であろう。この訓令は「此際、韓国皇帝ヲ我方ニ引付け置クハ帝国ノ政策上極メテ緊要」という認識の下に、「何等カ密約ヲ日韓間ニ結ビ置度」い、という。林公使が韓国皇帝に対し行動を起こしたのは、日露交渉の決裂が確実視されるようになった一一月三〇日である。

この日、林は日韓間の「敦睦ヲ加フヘキ」「方便ヲ講究」するため、皇帝が交渉代表者を任命してほしいむね「密奏」した。⁽⁴⁾局外中立によって日露戦のそば杖をくうことを回避したい皇帝は逡巡したが、一二月末に至り李址谿外相臨時署理に対し、日本亡命中の乙未政変(閔妃殺害事件)などの関係者の処罰、韓国皇室の安寧と独立保全につき林公使

と交渉することを命じた。⁽⁵⁾

韓国側は独立の保障を求めたわけだが、日本側の「韓国ヲ以テ其保護国トナスノ提案」は駐韓ロシア公使の知るところだった。⁽⁶⁾ 林公使は秘密裡に「密約」締結工作を進め、李址鎔外相、閔泳喆軍相、李根澤元帥府会計官総長に対し、運動費を供与したり、「威迫」を加えたりして一九〇四年一月中旬までには、「韓国要人操縦」し、「韓廷ノ懷柔大體成功」の見通しをうるに至った。⁽⁷⁾

一月二〇日、小村外相の訓令にもとづいて作成された「日韓議定書」案はつぎのとおりである。⁽⁸⁾

日本国皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓国外部大臣署理陸軍參將李址鎔ハ、各相当ノ委任ヲ受ケ、左ノ條款ヲ協定セリ。

第一条 日韓兩國間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確保スル為、兩國政府ハ常ニ誠実ニ相互ノ意思ヲ疎通シ、且緩急互ニ相扶掖スル事。

第二条 大日本帝國政府ハ大韓帝國皇室ノ安全康寧ヲ誠実ニ保証スル事。

第三条 大日本帝國政府ハ、大韓帝國ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保証スル事。

第四条 兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經シテ、後來、本協定ノ趣意ニ違反ス可キ協定ヲ第三国トノ間ニ訂立スルヲ得サル事。

第五(条) 未タ備ハラサル細目ハ外部大臣ト日本国代表者トノ間ニ機ニ随テ妥定スル事。

前述の亡命者処罰事項は一時的なものとして別の公文を作成することとしている。のちに締結する「日韓議定書」(注14参照)と比べると、はるかに弱い調子ながら、日韓兩國の「親交」、韓国皇室の安寧と独立の「保証」、外交権への干渉等、保護關係を示す基本的事項が盛り込まれている。小村外相は「遷延セバ為メニ漏洩ノ恐アルニ於テハ…

：一先ツ協約ヲ訂結セラレ、逐テ時機ヲ見計ヒ我希望ノ案ト引替フルコトニ致サレタシ⁽⁹⁾と林公使に訓令（二月二日）し、即時締結を促した。

「密約」は李址鎔、閔泳詰、李根澤の調印工作により成立するかにみえたが、李址鎔らの「密約」締結について一月二四日夜に行つた上奏に対し、皇帝は「韓国ノ独立ニ関シテハ、韓国ハ中立ヲ守レバ安心ナリ。今日ノ場合、日本ト提携シテ露国ノ怒リヲ招クコソ反テ韓国ノ独立ニ害アル」として否認し、「三人ノ現職ヲ去ルモ可ナリ」とさえ言つた。⁽¹⁰⁾李容弼ら親露的「中立」派の反対工作が奏効したのである。当時、韓国政府は局外中立宣言を発表し、諸外国の承認を求めていた。日本との「密約」はその妨害となる。逆に日本政府側からいえば、韓国「中立」の國際的承認を妨害し、日露開戦時の朝鮮占領の根拠を確保しておく必要があつた。しかし「密約」計画は頓挫した。

二月八日日本軍仁川上陸、九日仁川港外でロシア艦攻撃、一〇日宣戦布告。日露開戦が状況を変えた。一三日、「密約」の再議を申し出た李址鎔外相に林公使は「昨今ノ情勢ニテハ韓国ハ事実我ト提携シ居ル次第ニ付、此際ハ一層進ミタル詳細ノ条約ヲ締結スルヲ以テ時宜ヲ得タルト信シ」、ただちに草案第四稿を提示した。それは二三日に調印する「日韓議定書」の骨子を備えているが、その第六条を「本協約ニ関聯スル未悉ノ細条ハ大日本帝國代表者ト大韓帝國外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事」とした。一見さりげない箇条であるが、林は「巨細ノ条項ハ第六条ニ依リ臨機外部大臣ト協定スル方、其成立ヲ容易スル利益アリ」と考えていた。⁽¹¹⁾事実、六カ月後の八月二二日調印の「第一次日韓協約」交渉は、この条項を理由に開始された。⁽¹²⁾植民地化を際限なく進める発端となる。

「日韓議定書」は開戦による日本軍の不当な軍事占領を合法化するとともに、日本軍の戦略展開に対する韓国の協力を規定したが、韓国政府がもっとも強硬に反対した点は、第五稿の原案第一条にいう「……大韓帝國政府ハ大日本帝國政府ヲ信頼シ、大日本帝國政府ノ助言及ヒ助力ヲ受ケ施政ノ改善ヲ図ル事」の「助言及ヒ助力」についてであつ

た。これでは「独立国ノ体面ヲ損傷シ」「国体上ノ欠点甚シ」く、「到底政府ノ議ヲ纏メ難」いとし、「助言及ヒ助力」にかえて「施設ノ改善ニ関シ其忠告ヲ容ルル事」とすることを要求した。保護国化の危機をこの点にみたのである。調印が「更ニ遷延セハ宮中ニ異論ノ生スルヲ恐」れる日本政府は、これを受け入れ成案をえた。⁽¹⁴⁾

「日韓議定書」は二月二三日調印、二七日の『官報』彙報欄で公示された。韓国では三月八日『官報』に「交渉事項」として公表した。⁽¹⁵⁾ 韓国『官報』への条約文掲載の初例である。

日本『官報』で「日韓議定書」が公表された二月二七日、樞密院副議長東久世通禧以下一五人の顧問官は、協定締結に至る過程における政府当局・外務大臣の手続き上の失当を訴えて上奏した。意見書はいう。⁽¹⁶⁾

「今回日韓間条約締結ノ事アルヤ、当局大臣ハ記名調印ノ前、之ヲ枢府ノ議ニ附セラレムコトヲ奏請スルコト無ク、又特ニ旨ヲ仰クコト無クシテ単ニ事後ノ顛末ヲ報告スルノ所為ニ出テタリ……此際ニ於ケル列国交渉ノ条約及約束ノ如キハ、帝国安危ノ繫ル所、殊ニ至重至大ナルモノアリ。即チ当局ノ為ニ計ルモ、之ヲ枢機密勿ノ府ニ謀ルコトヲ請ハサルハ憲法ノ趣旨ニ違ヒ、為政ノ慎重ヲ加フル所以ニ非ス」

と。調印以前に政府は天皇の裁可をうることもせず、樞密院に諮問することを奏請しなかった「失当」を追及したのである。しかし、二月二二日発の林公使あて小村外相の訓令によれば「成案通りニテ裁可ヲ得タルニ付、速ニ調印セラルベク」⁽¹⁷⁾とあるので天皇裁可はあったものと思われる。しかし、樞密院の諮問は行わず、第二種形式により天皇裁可のみで締結手続きを進めたのである。当初、韓国側は李址鎔外相ら三人とも皇帝の全権委任状下付を受けていたが、林公使は「天皇陛下ノ御委任ハ之ヲ要セズ」とし、「外部大臣一箇ト本使トノ協定ニシテ、陛下ノ委任ヲ有スル旨ヲ記セズ、又他二人ハ委任ヲ有シナガラ協定ニハ表面参加セザル」形式をえらんだ。⁽¹⁸⁾「密約」の漏洩をおそれて第一種の正式条約の形式をとることを避けたものと思われる。手続きの簡単な議定書 Protocol としたのもそのため

あろう。したがって国内においては第一種形式と異なり、樞密院への付議はないのである。

議定書とは、もともと本条約上の意味変更や追加規定する際用いられた「書式簡略ニシテ凡例ニ全権委員ヲ指定セス、結尾ニ批准ヲ要スト記スル事ナ」い協定であるが、その転用として「本条約ニ附随セス独立ニ製作セラレ、以テ国家意志ノ合致ヲ表示スル」場合もある、という。⁽¹⁹⁾ 一八九六年六月九日調印の「朝鮮問題に関する日露間議定書」(いわゆる山県・ロバノフ協定)の先例がある。

議定書は国家間協定の一種であり、相互に相手国を拘束するのはもちろんであるが、手続き的簡略性のゆえに、条約としての格が下位である感があることを否めない。その軽さを政治的に補完し、「日韓議定書」を裏打ちするため、三月一七日(ソウル着)―一七七日(仁川発)の間、樞密院議長伊藤博文が特派大使として訪韓した。名目は「韓国皇室慰問」である。伊藤は二〇日の内謁見の際、皇帝に「日韓両国ハ全然同盟国ノ關係ヲ有スルヲ以テ……其議定書ニ定ムル事項ハ貴国ニ於テ遵行セラル、ヲ要スルト同時ニ、苟モ之カ障害タルヘキモノハ斷シテ之ヲ排斥セラレサルヘカラス」⁽²⁰⁾と述べて韓国の「日韓議定書」遵奉を確認し、さらに閔丙奭首相を通じて皇帝に奏達させた中では「日露交戦中……時ニ偶々日本側に不利アルニ当リ、韓兵ノ矛ヲ我ニ逆ニスルモノアルカ如クンハ、勢不得止我ハ貴国ニ対シ敵国的行為ニ出テサルヲ得ス」とか、「若シ韓国ノ態度不鮮明ニシテ、其去就定マラスト(伊藤が―筆者注)復命セシカ、我政府ハ勢ヒ其方一ニ備フル為メ、相当ノ措置ヲ執ラサルヘカラス。乃チ韓国ニ於ケル我兵力ヲ数倍シ威圧ノ行動ニ出ツル等、其変ニ処スルノ準備ヲ為スハ勿論ナリ」⁽²¹⁾といった威嚇した。

二五日の第三回謁見で、皇帝は「今ヤ日韓両国ノ關係ハ議定書ニ由ツテ確定セリ。我国ノ執ルヘキ主義方針モ亦之ニ一致スルヲ要ス。朕ハ我臣僚ヲ率ヒテ此主義ノ下ニ日韓提携ノ実ヲ挙ケンコトヲ期ス」⁽²²⁾と、伊藤に對し屈辱的な回答をしなげにならなかった。

注

- (1) 拙著『日清・日露戦争』（一九九二年、集英社）九二―九六ページ。
- (2) 外務省編『日本外交年表並主要文書』上（一九六五年、原書房）二一七―二一九ページ。
- (3) 韓国教育部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』一九（一九九一年）五三三ページ。
- (4) 同右、四四三ページ。
- (5) 同右、四四六―四四八ページ。
- (6) 同右、四四九―四五〇ページ。
- (7) 外務省編『日本外交文書』三七卷一冊（一九五八年）三三四―三三六ページ。「日韓密約締結ノ予想竝韓廷ノ懷柔大体成功ノ状況等報告ノ件」、「日韓密約ニ関シ韓国要人操縦ノ件」。
- (8・9) 前掲『駐韓日本公使館記録』一九、四六九―四七〇ページ。
- (10) 前掲『日本外交文書』三七卷一冊三三六―三三七ページ。「日韓密約ノ成立頓挫ト其善後措置ニ関スル件」。
- (11) 前掲『駐韓日本公使館記録』一九、四九三―四九六ページ。「日韓議定書」草案は一九〇三年二月二九日作成の第一稿に始まり一九〇四年二月一九日作成の第六稿まである。『日本外交文書』三七卷一冊三四〇ページには、二月一日と一七日作成の二つの草案が収録されているが、前掲『駐韓日本公使館記録』一九収載文とはやや異なる。
- (12) 前掲『駐韓日本公使館記録』一九、四九八―五〇二ページ。
- (13) 同右、五〇六ページ。
- (14) 「日韓議定書」全文は次のとおりである。

議 定 書

大日本帝国皇帝陛下ノ特命全權公使林權助及大韓帝国皇帝陛下ノ外部大臣臨時署理陸軍參將李址鎔ハ、各相当ノ委任ヲ受ケ、左ノ條款ヲ協定ス。

第一條 日韓兩帝国間ニ恒久不易ノ親交ヲ保持シ、東洋ノ平和ヲ確立スル爲メ、大韓帝国政府ハ、大日本帝国政府ヲ確信シ、施設ノ改善ニ関シ其忠告ヲ容ルル事。

第二條 大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ皇室ヲ確実ナル親誼ヲ以テ安全康寧ナラシムル事。

第三條 大日本帝国政府ハ、大韓帝国ノ独立及領土保全ヲ確実ニ保證スル事。

第四條 第三国ノ侵害ニ依リ、若クハ内乱ノ爲メ、大韓帝国ノ皇室ノ安寧或ハ領土ノ保全ニ危険アル場合ハ、大日本帝国政府ハ速ニ臨機必要ノ措置ヲ取ルヘシ。而シテ大韓帝国政府ハ、右大日本帝国政府ノ行動ヲ容易ナラシムル爲メ十分便宜ヲ与フル事。

大日本帝国政府ハ前項ノ目的ヲ達スル爲メ、軍略上必要ノ地点ヲ臨機收用スルコトヲ得ル事。

第五條 兩國政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ、後來、本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得サル事。
第六條 本協約ニ關聯スル未悉ノ細条ハ、大日本帝国代表者ト大韓帝国外部大臣トノ間ニ臨機協定スル事。

明治三十七年二月二十三日

光武八年二月二十三日

特命全權公使 林 權 助 團

外部大臣臨時署理

陸 軍 參 將

李 址 鎔 團

(15) 前掲『駐韓日本公使館記錄』一九、五三〇ページ。

(16) 前掲『日本外交文書』三七卷一冊三四六—三四七ページ。「日韓議定書公表ニ關スル件」附記二。宮内庁『明治天皇紀』第一〇（一九七四年、吉川弘文館）六四九—六五一ページ。

(17) 前掲『駐韓日本公使館記錄』一九、五〇六ページ。

(18) 同右、四六六—四六七ページ。

(19) 高橋作衛『平時國際法論』（一九〇三年、日本大学）六七六ページ。立作太郎『平時國際法論』（一九三〇年、日本評論社）も「議定書（Protocol）の名称の合意に依り、条約の規定の適用の制限若くは条約中の字句の解釈に付き、全權委員の名を以て、批准を要せざる条約附屬の合意として協定を為すことがある。又時には議定書の名を以て、内容の重要な合意をも名づくることが無いのではない」（五五九ページ）。

(20) 前掲『日本外交文書』三七卷一冊二九五ページ。「伊藤特派大使ヘ呈セシ覚書式通及同大使謁見始末書送附ノ件」附記一。

五 「第二次日韓協約」の違法性

「日韓議定書」第五条は、「両国政府ハ相互ノ承認ヲ經スシテ、後來、本協約ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三国トノ間ニ訂立スル事ヲ得サル事」という。一九〇四年一月一九日の草案第三稿で日本側が加えた条項である。もちろん韓国が独自に日本に不利な条約を他国と結ぶことを禁止することを目的とした、外交権への干渉であるが、形式的には双務協定である。したがって日本が、韓国にとって不利な条約を他国と結ぶこともできないことを含意する。この制約を破ったのは日本側であった。

また、韓国の独立保障を呼号しながら、他方で外交権を韓国から一つずつはぎ取っていった。「日韓議定書」の締結に成功すると、日本政府はただちに韓国政府に対して露韓間の諸条約廃棄と在露韓国公使館の撤退を強要した。五月一八日韓国皇帝は勅宣書を發表し、露韓間諸条約の失効を宣言し、撤退が遅れた在露公使李範晋に対しては九月一日免官とした。他方、五月以降韓国財政窮乏による在外交機関縮小方針をとらえ、韓国の利益保護の代表権を日本政府の在外公使・領事に委任させた。

しかし、これらは小道具にすぎない。韓国の外交権横奪、保護国化構想の大綱は五月三〇日の元老會議を経て、翌三一日閣議決定、六月一日天皇決裁の「對韓方針竝ニ對韓施設綱領決定ノ件」⁽¹⁾で確立された。この決定は「日韓議定書」ニ依り或ル程度ニ於テ保護權ヲ收ムルヲ得タルモ、尚ホ進ンテ国防、外交、財政等ニ関シ一層確實且ツ適切ナル締約及設備ヲ成就シ、以テ該國ニ對スル保護ノ實權ヲ確立」するため、つまり保護国化方針を確定するために行われた。外交については、(1)韓国と外国との条約締結など重要案件の処理は、事前に日本政府の同意を必要とする協定を

取りつける。(2)韓国と外国との条約締結や外国人に対する特権付与はすべて外部衙門(外務省)の管轄とさせる。(3)外部衙門に顧問官を設け政務を監督指揮させる。顧問官は日本人以外の外国人で、日本公使の監督を受ける、という「日韓議定書」より数歩進めた保護関係の強い内容である。

八月二二日調印とされる「第一次日韓協約」⁽²⁾は、日本政府が推薦する日本人「財政顧問」と外国人「外交顧問」を、韓国政府および外部が雇用し、政務はすべて顧問の意見をたずねて施行する、としたほか、韓国と外国との条約締結、特権譲与につき日本政府との事前協議を義務づけた。五月三十一日の閣議決定をそのまま実現させた、といつても過言ではない。しかし、調印に至る過程ではきわめて変則的、便宜的な方法と強制的な方法がとられた。

小村外相の訓令を受けた林公使が、李夏榮外相と交渉を開始したのは八月六日である。財務・外交顧問制については、日本側が原案とした「財務監督」を「顧問」と修正する要求が韓国側からあり、これを受け入れたが、条約等の事前協議については閣内に反対者が多く、早期実現が困難視された。⁽⁵⁾このため日本側は、とりあえず顧問制問題と事前協議問題とを分離し、八月一九日林公使と李夏榮外相・朴定陽度相とが記名する顧問制度に關してのみの覚書を作成した。林は「陛下自ラ内心之レニ反対セラレ、隠然ノ手段ヲ以テ其内意ヲ某々大臣ニ通セラレタルタメ、議政府員ノ反対ヲ生スルニ至レルコト確ナリ」と判断し、まず「速ニ我顧問ヲシテ政府要部ノ実権ヲ握ラシメ、議定書ノ各条ヲ広義ニ、且ツ我が利益ニ解釈シテ韓国政府ノ行動ヲ一ニ嚴密ニ監督スル」のがよい、とみた。⁽⁶⁾しかし、八月二二日林公使は参内し、沈相薫参政・宮相臨席で病氣中の皇帝に謁見し、「協約ノ必要ヲ縷述シ、其同意ヲ求メ、陛下ノ御裁可ヲ仰」いだ。ただちに翌二三日外相署理尹致昊と顧問制についての項目を含めた「日韓協約」書に記名調印し、日付けを二二日とした、といういきさつがある。⁽⁷⁾詳細は不明ながら強制された合意なしには達成されなかったものと思われる。協約書は日本『官報』九月五日、韓国『官報』九月九日でそれぞれ公表された。

これによりすでに赴任の準備をおえていた目賀田種太郎（大蔵省主税局長）は九月一七日東京を発ち渡韓、一〇月一五日韓国財政顧問傭聘契約に調印した。⁽⁸⁾ また、外交顧問に補された駐米日本公使館顧問のステイーブンスの着任は一二月に入ってからで、同月二七日に傭聘契約に調印している。⁽⁹⁾

こうして腹心の外交顧問を送り込むことによって、日本は韓国外交権を事実上掌握し、日露戦争下の韓国の独自外交を封じることに成功した。

一九〇五年四月八日閣議決定、四月一〇日天皇裁決の「韓国保護権確立の件」⁽¹⁰⁾は、韓国と保護条約を更改し、外交権の一切を掌中に収める計画を決定したものであるが、すでにその時までに「該国ノ外交ヲ我監督ノ下ニ置キ、且ツ条約締結権ヲ制限スルヲ得タ」状態に達している、という認識があった。あとは保護条約締結の「実行ニ関シテハ、深ク列国ノ態度如何ヲ顧ミ、可成丈ケ外国ノ故障ヲ招カサルノ手段ヲ講シタル上、適当ノ時機ニ於テ之ヲ断行スルコト」だけである。諸外国が韓国に同情を与えるような国際情勢を避け、帝國主義列強が自己の既得権益を損なうことなく、日本の朝鮮支配を承認する場合こそ「適当ノ時機」なのである。それは日露戦争の戦局の展開と深くかわっていた。

一九〇五年八月一二日調印の「第二回日英同盟協約」第三条は、「日本国ハ韓国ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルヲ以テ、大不列顛國ハ、日本カ該利益ヲ擁護増進セムカ為、正当且必要ト認ムル指導、監視及保護ノ措置ヲ韓国ニ於テ執ルノ權利ヲ承認ス……」⁽¹¹⁾とした。さらに九月下旬、桂太郎臨時外相は駐英公使林董に訓令してイギリス政府に対し、韓国に保護権を設定することを伝え、ランスダウン外相から「英國政府は新同盟協約により、ただに日本が韓国に対して執る所の措置に異議を有しないのみならず、却つて欣然その成就を見んと欲す」という確認を取りつけた。⁽¹²⁾

また、一九〇五年九月五日調印の「日露講和条約」第二条は、「露西亞帝國政府ハ、日本國カ韓国ニ於テ政事上、軍事上及經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ、日本帝國政府カ韓国ニ於テ必要ト認ムル指導、保護及監理ノ措置ヲ執ルニ方リ、之ヲ阻礙シ、又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約ス……」⁽¹³⁾とした。つづけて、韓国内のロシア人の待遇について、あたかも韓国が日本の領土であるかのように規定している。

アメリカに対しては、日露講和条約調印のため滯米中の小村寿太郎全權（外相）が、九月九日高平小五郎駐米公使とともにセオドア・ルーズヴェルト大統領と会見し、「韓国ノ外交關係ヲ引受クル」ことを告げ、大統領から「日本ニ於テ右ノ処置ヲ執ラルルモ異議ナキニ付、充分我ニ信頼セラレテ可ナリ」との言を引き出した。⁽¹⁴⁾すでに七月「桂・タフト協定」により、日米両国は、日本の韓国保護國化とアメリカのフィリピン統治を相互承認する密約を結んでいた。

以上の英・露・米の承認と「その以外の諸國も日韓兩國の特殊なる關係と戦争の結果とに顧み……韓国が日本の保護國となるは避けられない順序なることを默認し」⁽¹⁵⁾たと判断した日本政府は、韓国保護條約締結を「決行するに今は最好時機である」として、前述の「第二次日韓協約」強制調印をめざすのである。

つまり、相手國である韓国の承認ではなく、帝國主義諸國の承認の下に実行することになったが、このような状況をつくり出した日本政府の「第三國」との協定締結は、「日韓議定書」第五条の重大な違反である。

「第一次日韓協約」第三項の、條約その他重要な外交案件の事前協議規定は、韓国政府の日本政府に対する義務的な片務協定であるが、「日韓議定書」第五条の規定は「兩國政府ハ相互ノ承認」を必要とする双務協定である。「第一次日韓協約」の締結により「日韓議定書」の規定が消滅したのではない。したがって、「大韓帝國ノ獨立及領土保全ヲ確實ニ保証」した「本協定（日韓議定書―筆者注）ノ趣意ニ違反スヘキ協約ヲ第三國トノ間ニ訂立スル」場合、日

本政府は韓国政府の事前承認をえなければならなかったはずである。

日本政府が英・米・露と結んだ条約、密約の韓国に関する規定は、韓国の独立と領土保全に深くかわる事項であったから、日本政府は、それらの条約締結以前に、韓国政府の了承を求めねばならなかったが、韓国政府に照会し、承認をえた形跡はまったくない。先約の「日韓議定書」への明白な条約違反である。

国際法上、先行条約と「相容レサル後ノ条約ハ効力ヲ有スルコト能ハス。少クトモ其ノ直接ニ牴触スル部分ハ無効タルヘシ」と考えられていた。この法理を適用すれば、日本の韓国に対する「指導、監理及保護」を認めた「第二次日英同盟協約」第三条および「日露講和条約」第二条は無効となる。さらにまた、これらの条約を前提として締結された「第二次日韓協約」締結にも重大な疑義が生じよう。

一般に条約は締盟国のみを拘束するのが原則であるが、その条約が「第三国ノ法律上ノ權利ヲ侵害シ、第三国ノ安全ヲ威脅シ、國際法ノ定則ヲ侵ス場合ニハ、其ノ国ハ干渉スル事カ出来ル」⁽¹⁷⁾のである。韓国が日英両国と先に結んだ条約に対する違反と、「日英同盟協約」上の第三国としての権利侵害等に対する抗議を行ったのは当然である。

「第二回日英同盟協約」締結後の一〇月中旬、韓国外相は、駐韓日英両国公使に「同盟条約中韓国ノ地位ニ関シテ規定スル所ハ、従前ノ約旨ニ違反スル不当ノ条約ナリ」と抗議した。⁽¹⁸⁾二人の公使はこの抗議について協議したが、萩原守一臨時代理公使（林公使は帰国中）は「何等ノ措置ヲ採ラスシテ「イグノヲア」スル様」と述べ、イギリス公使と合意した。⁽¹⁹⁾無視したのである。

条約違反であれば、韓国政府は「違反の事実を知りて後、相当の期間の内に之を行使」⁽²⁰⁾し、「日韓議定書」を廃棄する条約解除権を有していたはずである。しかしながら抗議にとどまり解除権行使にいたらなかったのは、日本の軍事占領下であったためだけでなく、翌一月上旬から始まる「第二次日韓協約」強制交渉に押し潰されたためである。

調印の翌一九〇六年、パリ大学法学部講師フランス・レイは『国際公法総合雑誌』*Revue Générale de Droit International Public* 第二三巻に「韓国の国際状況」*La Situation Internationale de la Corée* という論文を書き、韓国の保護国制が無効であることを主張した。⁽²¹⁾ 論拠は次の二点である。

第一点は、「第二次日韓協約」の調印が「日本という文明国家にはふさわしくない精神的、身体的暴力によって韓国政府に押し付けたもの」であり、この条約の「無効を断言することを、私はためらわない」とレイもいう。しかし、それにもまして彼が無効性を強調しているのは、本稿でもふれた「日韓議定書」第五条にいう第三国との協約締結に際しての日韓両国間の相互承認規定を無視した「第二回日英同盟協約」と「日露媾和条約」の締結である。レイはいう。「日本は、一九〇五年十一月一七日の条約（第二次日韓協約―引用者注）締結以前に、第三国との条約によって、既にそれまでの誓約を破っているのである。しかし、この条約はそれ自身二つの無効条項を含んでいる。すなわち、韓国政府の同意の欠如、および韓国に対して日本が負っていた保障の義務の侵犯である」と。

第二点は、日本政府がしばしば「宣言および条約上に厳粛に記録した」韓国の独立と保護国制との「絶対的矛盾」である。「一八九四年以来、日本は……韓国の独立性を認める国際条約を少なくとも四つ以上締結した」。四つ以上の条約とは、一八九四年八月二六日調印の「大日本・大朝鮮両国同盟約」第一条、一八九五年四月一七日調印の「日清媾和条約」第一条、一八九八年四月二五日調印の「朝鮮問題に関する議定書」（西・ローゼン協定）第一条、一九〇二年一月三〇日調印の「第一回日英同盟協約」第一条と、それに加えて「日韓議定書」第三条である。それらの宣言・誓約にもかかわらず、日本政府は「第二次日韓協約」により、韓国に対して保護国制を強制した。「保護国制は独立とは両立しない。なぜなら、保護国制は被保護国の外交主権の放棄、すなわち明白にその独立性の放棄をもたらすからである」。つづけていう。「被保護国の承認があるかのように見せるための条約という幻影のもとに隠蔽されてはい

でも、権利の侵害があった、ということは残念である」と。これがレイのあげる「一九〇五年条約無効の第二の理由」である。

注

(1) 外務省編『日本外交文書』三七卷一冊(一九五八年)三五―三五六ページ。

(2) 「第一次日韓協約」は次のとおり。同右、三六九ページ。

日韓協約

一 韓国政府ハ、日本政府ノ推薦スル日本人一名ヲ財務顧問トシテ韓国政府ニ傭シ、財務ニ関スル事項ハ、総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ。

一 韓国政府ハ、日本政府ノ推薦スル外国人一名ヲ外交顧問トシテ外部ニ傭シ、外交ニ関スル要務ハ、総テ其意見ヲ詢ヒ施行スヘシ。

一 韓国政府ハ、外国トノ条約締結、其他重要ナル外交案件、即外国人ニ對スル特權讓与、若クハ契約等ノ処理ニ関シテハ、予メ日本政府ト協議スヘシ。

明治三十七年八月二十二日

特命全權公使 林 權 助(印)

光武八年八月二十二日

外部大臣署理 尹 致 昊(印)

(3) 前掲『日本外交文書』三七卷一冊三六一ページ。「韓国政府ニ財務監督及外交顧問傭ニ付交渉ノ件」。

(4) 同右、三六三ページ。「財務監督ヲ財務顧問ト變更方韓国側ヨリ希望申出ノ件」。

(5) 同右、三六三ページ。「韓国ガ重要外交案件ニ付日本代表者トノ協議ヲ約スル条項ニ対シ韓国要人反對ノ件」。

(6) 同右、三六三―三六四ページ。「韓国財務及外交顧問傭ニ関スル日韓覚書調印ノ件」。

(7) 同右、三六七ページ。「重要案件ニ関シ日本政府ト協議ヲ約スル日韓覚書調印ノ件」。

- (8) 同右、三七三ページ。「目賀田韓国財政顧問傭聘契約書調印ノ件」。
- (9) 同右、三七八ページ。「外交顧問傭聘契約調印済ノ件」。
- (10) 外務省編『日本外交年表並主要文書』(一九六五年、原書房)二二三―二三四ページ。
- (11) 外務省編『日本外交文書』三八卷一冊六二二ページ。
- (12) 韓国教育部国史編纂委員会編『駐韓日本公使館記録』二五(一九九二年)二二八―二二九ページ。
- (13) 前掲『日本外交年表並主要文書』二四五ページ。
- (14) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五二〇―五二二ページ。「米国大統領日本ノ韓国保護ニ付キ賛成ノ件」。
- (15) 前掲『小村外交史』七一九ページ。
- (16) 高橋作衛『平時国際法論』(三版、一九〇四年、日本大学)六九二ページ。
- (17) 泉哲『国際法問題研究』(一九二四年、巖松堂書店)一二八ページ。
- (18) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五二四ページ。「日英同盟条約中韓国ニ関スル規定ニ付韓外部大臣ヨリ英国公使ニ抗議ノ件」。
- (19) 朴殷植『韓国痛史』六七ページには、朴齊純外相が駐韓イギリス公使に送った照会文が収録されている。
- (20) 前掲『日本外交文書』三八卷一冊五二四ページ。
- (21) 立作太郎『平時国際法論』(一九三〇年、日本評論社)五八四ページ。
- (22) 海野福寿解説・日本の戦争責任資料センター訳「フランス・レイ」『韓国の国際状況』―国際法からみた韓国保護条約無効論―(『季刊・戦争責任研究』二号所収)。

六 むすび

「第二次日韓協約」無効論について若干の考察を加えてきた。第一の論拠である韓国皇帝および閣僚に対して行った暴力的強制調印を論拠とする無効論には異論をさし挟む余地はなからう。しかし、第二の論拠である条約形式の手続き上の不備・欠格を論拠とする無効論には論証の不十分さが感じられる。私は、むしろ帝国主義諸国間の申し合

せである国際法に精通していた日本政府（外務当局）は、その時々に応じて条約形式を使い分け、不当ではあるが国際的・国内的にはその限りで「合法的」な条約を結んだものと考えてる。

しかし、条約の法的形式をいかに合法的に見せかけても、自ら先行条約に対する違反という国際法上の重大な不法行為を犯した。その非合法的・非道徳的行為と韓国の権利侵害こそ「第二次日韓協約」を不法とする、もう一つの論拠としてあげなければならないと思う。

フランシス・レイは、前掲論文の中で「日韓議定書」締結以降の日本と朝鮮との関係を次のように述べている。

「この条文（日韓議定書―筆者注）に含まれる暫約は相互に拘束するものである。韓国がこの条項に違反することができないならば、なぜ日本だけがこの条項から免れる権利をもつことができるのだろうか。強力な処罰がないから、強大国が弱小国と条約を締結した場合、弱小国の側は義務を守らなければならないのに、強大国は自由にその拘束から逃れることを認めざるをえないのだろうか。もしそうならば、条約を締結する意味はどこにあるのだろうか。あたかも弱小国は強大な隣国の意のままであり、法的形式をとるのは偽善に過ぎないのではないか」
そう、韓国保護国化の過程にあらわれるさまざまな条約は、法的形式を装った「偽善」であった。

本稿の一部は、拙稿「一九〇五年日韓協約無効論について―条約の形式からみた―」（『青丘』一七号）と重複する。また、フランシス・レイの論文翻訳については、日本の戦争責任資料センター、文学部助教授玉井崇氏、附属図書館文献情報課浮塚利夫氏、大学院学生鄭大成氏のご協力をえた。記して感謝の意を表したい。

（明治大学文学部教授）

The “Second Japanese – Korean Convention” in 1905

UNNO Fukuju

In the negotiations for the diplomatic normalization between Japan and the Democratic People's Republic of Korea (PRK), the PRK insists that since the Japanese rule over Korea in the past was conducted without legal basis, it cannot be defined as a colonial control, but as an illegal militarily enforced occupation. This stance is clearly in conflict with the Japanese theory of the legal annexation of Korea.

The PRK regards the conclusion of the “Second Japanese-Korean Convention”, which came as preparatory to the Treaty Regarding the Annexation of Korea to the Empire of Japan, as a violation of international law. Having viewed the convention as invalid from the very beginning, the PRK denied the Japanese colonial control over Korea.

The first reason for the invalidity is that the signing of the convention was conducted by force. Iro Hirobumi, Ambassador extraordinary, and others, not only intimidated the government by mobilizing the Japanese army but also used threatening language to the Korean minister in person, and forced him to sign the convention. This activity is clearly a violation of international law, and therefore the treaty concluded is to be interpreted as invalid.

The second reason is based on the interpretation by Korean and PRK's historians that the “Second Japanese-Korean Convention” was not accompa-

nied by the ratification instrument by the Korean Emperor, and was therefore imperfect and disqualified in form. In opposition to this theory, the author questions this, because there can be conventions between nations in the broader sense of treaties which need no ratification.

The third reason, which the author would like to add in this paper, is that the "Second Japanese-Korean Convention" is a violation of the treaties Japan had concluded with Korea and other foreign countries. The protective clause in the "Second Japanese-Korean Convention" is in conflict with the guarantee of Korean independence which the Japanese government often declared since the "Treaty of Peace and Friendship between the Empire of Japan and Kingdom of Korea" in 1876. Notwithstanding that both Japan and Korea promised not to conclude treaties with third parties without mutual recognition in the "Protocol between Japan and Korea" in 1904, the Japanese government, without informing the Korean government, got Great Britain and Russia to recognize Japanese superior control over the Korean peninsula in the "Second Anglo-Japanese Allied Agreement" in 1905 and the "Russo-Japanese Peace Treaty". This is a violation of the treaty, and the Korean government protested against it at that time.

The "Second Japanese-Korean Convention," as demonstrated above, is an illegitimate treaty which was concluded in violation of national sovereignty and international law.